教室参加規約

本規約は、「スポーツコミュニティよこすか」が主催及び運営管理する教室の利用に関して定めるものです。

第１条（主　　催）　スポーツコミュニティよこすか（横須賀市から委任された体育会館指定管理者です）

第２条（名　　称）　スポーツコミュニティよこすかスイミングスクール・フィットネス＆スポーツスクール・ジョギング拠点自主事業のことを総称し、自主事業教室（以下「教室」といいます）と称します。

第３条（目　　的）　教室を通じ、市民の心身の健康を維持・増進させるとともに、豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的とします。

第４条（参加資格）　次の各号に適合する方とします。
- 教室の目的と主旨に賛同し、施設利用規程、その他の規則を守れる方。
- 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方。
- 心臓病、高血圧症、伝染性皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
- 本規程に同意し、教室が定める条項を遵守できる方。
- その他主催者が不適当（暴力団関係者・反社会的勢力・他に支障をきたす者等）と判断した以外の方。
- 参加は、教室参加規約の同意、教室参加費の支払によります。

第５条（個人情報保護）　お預かりした個人情報は教室の管理運営のみに使用し、安全・適切に扱います。

第６条（教室内容）　各教室の内容・種別・日程については別に定めます。

第７条（参加費）　教室別に定めます。別紙をご参照ください。
納入された参加費はいかなる理由においても返還いたしません。但し、教室開催月以前に中止となった場合は返還いたします。

第８条（主催者の責任・義務）　主催者は、参加者の安全と健康を最優先に教室指導を行うものとします。
また参加者は、自己（未成年者の場合は保護者）の責任と危険負担において、他の参加者とも協調し、教室に参加するものとします。

第９条（主催者の免責）　主催者は教室利用中において発生した盗難・怪我その他の事故について、故意または重過失がない限り、一切の賠償責任を負わないものとします。参加者同士の事故、館外における事故についても同様とします。但し、救急処置・応急処置・連絡は行います。

第10条（参加者の責任・義務）　参加者は教室開催中において、指導員の指示に従うものとします。
参加者が教室の利用に関して、主催者・他の参加者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。
参加者は自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとします。

第11条（閉鎖・利用制限）　主催者は、次の各号に該当する場合、予告無しに本施設を全部もしくは一部閉鎖、または利用制限を行う場合があります。
- 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき。
- 気象・災害・警報・注意報等により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき。
- 本施設の改修・補修・点検等やむを得ないとき。
- 本施設の主催する特別行事を開催するとき。
- 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。

第12条（規約の変更）　本規約の内容は変更になる場合があります。参加者はこの事をあらかじめ承諾するものとします。

第13条（細　　則）　本規約に定めていない事項や業務上必要と認められる事項は主催者がこれを定めます。

SPORTS COMMUNITY YOKOSUKA
スポーツコミュニティよこすか